

請負事業者・指定管理事業者等の皆様へ
高知市公益通報に関する要綱の施行について

平成21年10月

公益通報者保護法は、事業者の法令違反行為が事業者内部の関係者による通報で明るみに
でた事例が頻出したことを受けて、成立し施行されているものです。この法律は、公益のため
に通報を行ったことを理由として、労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのない
よう、通報者の保護に関して制度的なルールを明確化したもので、国民の生命や身体の保護、
消費者利益擁護等に関わる法令遵守を確保することを目的としています。

この度、高知市においては、この公益通報者保護法の趣旨に基づいて、市政運営上の違法
な行為等に関して、公益を守ることを目的として職員等から通報が行われた場合には、これ
らの通報(公益通報)を適切に処理するための仕組みや必要な事項を「高知市職員等の公益通報
に関する要綱」として定め、施行することといたしました。

公益通報の対象となるのは・・・

高知市の職員(一般職(臨時職員を含みます)及び特別職)による以下の事柄
法令(条例・規則含む)に違反し、また違反するおそれのある事実
市民の生命または身体の保護、環境の保全ならびに請負契約に関する公正な競争の
確保等に重大な影響を与えるおそれのある事実
その他市に対する市民等からの信頼を損なうおそれのある事実

通報をすることができるのは・・・

市が資本金、出資金その他これらに準ずるものを2分の1以上出資する法人の職員
の方
市と請負等の契約を締結している事業者の方またその従業員の方
指定管理者の役員及び従業員の方

公益通報を行うには・・・

公益通報として受付するには、匿名での受付はできないことや通報される事柄に
ついて事実として認められることを示す資料の提供など、通報をしていただく際の注
意点がいくつかありますので、公益通報をされる際には、相談窓口にご相談ください。

公益通報保護制度について詳しくお知りになりたい方は、内閣府ホームページをご覧
下さい。

内閣府ホームページアドレス <http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/>

高知市の公益通報者保護要綱についてのご相談窓口は、
高知市総務部人事政策室人事課 : 088-823-9410